

ID: 30

担当部署: スポーツまちづくり推進課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	大河原町スポーツ施設条例 第8条(第13条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年条例第21号		
【基準】			
<p>第8条、大河原町スポーツ施設条例施行規則第3条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。</p> <p>(使用許可の取消等)</p> <p>第8条 町長は、スポーツ施設を使用する者がこの条例及びこの条例に基づく規則に違反した場合又はスポーツ施設の維持管理の必要上やむを得ないと認めた場合は、その使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第3条 町長は、前条の規定により使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用許可申請書に偽りの記載があったとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に規定するもののほか、条例及びこの規則に反すると認めたとき。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可等の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可等をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、既に公の施設の使用等の許可等をした場合において、当該許可等に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可等を取り消し、又は当該許可等に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用者等に損害が生じることがあっても、使用等許可権者は、その責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日